

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

名古屋北部民商ニュース

2019年6月24日(月)発行

No.333

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

簿記・パソコン会計講座スタート



＝ 簿記・パソコン会計講座の様子 ＝

6月13日(木)午前10時から、「簿記・パソコン会計講座」が始まりました。参加者は、「青色申告の届出をしたので、仕訳などしっかり学びたい」「父の会社の事務を祖母から引き継ぐために勉強したい」「入会したばかり。今まで自己流なので簿記をちゃんと身に付けたい」などやる気十分な女性4人(個人と法人が各2人)です。

講師は、事務局長が務め

「民商では、自主記帳・自主

計算・自主申告は商売を発展

させる上でも大変重要と位

置付けています」「今日集ま

った皆さんが、励まし合って

最後まで参加できるようにが

んばりましょう」と呼びかけ

ました。家計と商売の分離の

考え方や方法、勘定科目について、など説明。

最後に、隔週ごとの開催、

次回は6月26日(水)の午前

10時からと決めました。



中小企業法務プラス!ワンポイント

～ 6月から改正消費者契約法が

施行されました ～

消費者契約法は、消費者と事業者の間で締結される契約について消費者の保護をはかる法律です。6月15日に改正法が施行されることとなっており、企業活動に影響を与えるものですのでポイントを押さえておきましょう。

まず、現行法は、事業者の故意による不利益事実の不告知の場合に、契約を取り消すことができるとしていましたが、「重大な過失」による不利益事実の不告知の場合も取り消すことができるようになりました。

また、現行法は、勧誘の際に、①消費者が家や職場から退去を求めても事業者が退去しなかった、②消費者が勧誘を受けている場所から帰りたいがっているのに返さなかった場合に、困惑して契約したものは取り消すことができるとしています。

今回、さらに、③進学、就職、結婚、生計等や容姿、体型等に関する重要事項について不安をあおる告知、④恋愛感情につけこむなどの人間関係の濫用、⑤加齢・心身の故障による判断力の低下の不当な利用、⑥靈感等による知見を用いた告知、⑦契約締結前に消費者に契約上の義務を実施させ原

状回復を困難にする、⑧契約前に事業者が行った事業活動による損失補償を不当に請求すること(8号)も、不当な勧誘類型として追加されました。

さらに、消費者が後見、保佐、補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する契約条項は無効とされるなど高齢化社会の進展に合わせた改正もなされています。



2019年6月

弁護士 裴 明玉 (名古屋北法律事務所)

入っていて良かった。共済会

共済金を受け取った方から、お礼のハガキが届きましたので、紹介します。

突然の頭の病気により、4ヶ月近く入院。そのことにより、掛けていた共済金を受け取ることができました。

病気になってお医者さんにも感謝するとともに、共済会に入会してよかったと思いました。(A・K)

民商共済会には、民商会員とその配偶者は年齢制限もなく、無条件で加入できます。また、15歳以上64歳以下の同居家族、従業員も加入できます。

会費は前納制で、1ヶ月1,000円です。民商の会費と一緒に集金となります。

詳しくは、事務所(☎052-915-8111)まで



毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

